

概要版

第2期
北杜市
子ども・子育て
支援事業計画



令和2年3月

北杜市

第2期 北杜市 子ども・子育て支援事業計画

概要版

計画策定の趣旨

北杜市（以下「本市」という。）においては、平成27年度に「子どもの声が響くまち—北杜」を基本理念とした「北杜市子ども・子育て支援事業計画」を策定し、市民、地域、行政の協働による子育て支援の充実と子育て世代に魅力あるまちづくりに取り組んできました。

このたび「北杜市子ども・子育て支援事業計画」の第1期計画期間が終了することに伴い、計画を見直し、法改正や新制度を反映させた「第2期北杜市子ども・子育て支援事業計画（令和2年度～令和6年度）」を策定し、より一層、安心して子育てができるまちづくりを推進することとなりました。

計画の性格

本計画は、子ども・子育て支援法 第61条に基づく法定計画として、基本指針に即し、5年を1期として策定するものです。また、次世代育成支援対策推進法第8条に規定する次世代育成支援行動計画として、次世代を担う子どもたちの育成に関して引き続き取り組むべき内容についても定めるほか、「新・放課後子ども総合プラン」も包含しています。

この計画の策定に当たっては、第2次北杜市総合計画、第2次北杜市総合戦略を上位計画として、関連諸計画と整合・連携を図りながら策定するものです。

計画期間

本計画は、第1期北杜市子ども・子育て支援事業計画の基本的な考え方を継承し、令和2年度から令和6年度までの5か年計画とし、中間年の令和4年度に見直しを行います。

令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
第2期計画推進年度									
		中間見直し		見直し	第3期計画推進年度（予定）				

基本理念

子どもの未来を拓くまち - 北杜

本市では、これまでの取り組みや国の動向を踏まえ、「子どもの最善の利益」が実現される社会を目指す考えを継続します。このことから、障がい、疾病、虐待、貧困など、生まれ育った環境で子どもの現在と未来が左右されないよう、子どもや子育て世帯の置かれた状況や地域の実情に鑑み、本市の財産である豊かな自然環境と文化、地域住民のつながり、地域住民と行政とのつながり、中高一貫教育や独自の教育施策などの多くの資源を最大限に活用し、福祉と教育の垣根を越えた子育て支援の充実を図ることで、一人ひとりの子どもが健やかに育つことができる環境の実現を目指します。

施策の体系

※ 同一の施策を複数の基本方針で取り扱う場合には、従たるものに「(再掲)」を表示

基本理念

基本方針

施策の展開

子どもの未来を拓くまち
— 北杜

1. 愛で育むほくとっこ
～母子保健・医療体制ネットワークの充実～

- (1) 母子の健康の確保
- ① 妊娠・出産への支援の充実
 - ② 乳幼児の健康管理の支援
 - ③ 育児に関する保健指導、相談の充実
 - ④ 小児医療の充実
 - ⑤ 食育の推進(再掲)

2. 学び育つほくとっこ
～保育・子育て支援サービスの充実～

- (1) 子どもの年齢に応じた支援サービスの充実
- ① 就学前教育・保育サービスの充実
 - ② 保育施設の整備、運営の充実
 - ③ 子育て支援サービスの充実
- (2) 子育てに関する相談体制及び情報提供の充実
- ① 子育てに関する相談体制及び情報提供の充実

3. たくましく育つほくとっこ
～生きる力を育む教育の推進～

- (1) 生きる力を育む教育(原っぱ教育)の推進
- ① ライフステージを通じた教育・体験機会の提供
 - ② 思春期保健対策の充実
 - ③ 子どもの体力づくりやスポーツ活動の促進
 - ④ 郷土の自然・芸術文化等に関する学習支援(再掲)
 - ⑤ 不登校・いじめ防止対策の推進
 - ⑥ 教育の情報化の推進

4. 守り育むほくとっこ
～子どもの権利保障と安全・安心の実現～

- (1) すべての子どもが等しく成長できる環境づくり
- ① 児童虐待防止対策の推進
 - ② 障がい児支援の充実
 - ③ ひとり親家庭への支援
 - ④ 子育て世帯への経済的支援の充実
- (2) 子どもの安全の確保
- ① 安全及び防犯対策の強化
 - ② 安全教育の推進
 - ③ 子育てに関する相談体制及び情報提供の充実(再掲)

5. みんなで育むほくとっこ
～地域の特性を生かした子育ての推進と子ども・子育てにやさしい地域づくり～

- (1) 地域の特性を生かした子育ての推進
- ① 食育の推進
 - ② 郷土の自然・芸術文化等に関する学習支援
 - ③ 保・小・中・高による連携・交流の促進
- (2) 地域で子育てを支える仕組みづくりの推進
- ① 市民参画と交流・連携による地域づくり
 - ② 子育て支え合い活動への支援
 - ③ 仕事と子育ての両立支援
 - ④ 妊産婦や子ども連れにやさしいまちづくり

子ども・子育て支援施策の展開

本市の子どもたちが健やかに安心して成長するとともに、保護者にとっても安心して子育てができ、仕事と子育ての両立が可能となるまちづくりを目指し、各施策を展開していきます。

基本方針と施策の展開

基本方針1 愛で育むほくとっこ ～母子保健・医療体制ネットワークの充実～

安心して妊娠・出産ができ、母子ともに健康で過ごせるよう、病気やケガの対応にも心配のない体制の整備に努めます。また、本市の豊かな自然環境のもと、食を通じて地域等を理解することや、食文化の継承、健全な食生活の実現をめざします。

《施策の展開》

(1) 母子の健康の確保

- | | |
|--------------------|-------------|
| ① 妊娠・出産への支援の充実 | ④ 小児医療の充実 |
| ② 乳幼児の健康管理の支援 | ⑤ 食育の推進（再掲） |
| ③ 育児に関する保健指導、相談の充実 | |

基本方針2 学び育つほくとっこ ～保育・子育て支援サービスの充実～

子育てにおいて、ひとりの保護者に過度な負担がかかることなく、子どもと保護者が信頼関係を築き、ともに楽しい毎日が過ごせるよう支援の充実を図ります。また、育児に不安を抱える保護者等が孤立することがないように、相談窓口の充実や情報発信を行い、子育てを安心して行える環境づくりを進めます。

《施策の展開》

(1) 子どもの年齢に応じた支援サービスの充実

- | | |
|-------------------|----------------|
| ① 就学前教育・保育サービスの充実 | ③ 子育て支援サービスの充実 |
| ② 保育施設の整備、運営の充実 | |

(2) 子育てに関する相談体制及び情報提供の充実

- ① 子育てに関する相談体制及び情報提供の充実

基本方針3 たくましく育つほくとっこ ～生きる力を育む教育の推進～

本市の次代を担う子ども達が地域に愛着を持ち、将来に夢と希望を持って、心身ともに健やかに成長できる環境の実現をめざします。また、情報化が進む社会において、その利便性を最大限に活用しながら、同時に子どもが犯罪等の情報化の影の部分に巻き込まれないよう情報化教育を推進します。

《施策の展開》

(1) 生きる力を育む教育（原っぱ教育）の推進

- | | |
|---------------------------|------------------|
| ① ライフステージを通じた教育・体験機会の提供 | ⑤ 不登校・いじめ防止対策の推進 |
| ② 思春期保健対策の充実 | ⑥ 教育の情報化の推進 |
| ③ 子どもの体力づくりやスポーツ活動の促進 | |
| ④ 郷土の自然・芸術文化等に関する学習支援（再掲） | |

子ども・子育て支援施策の展開



基本方針4 守り育むほくとっこ ～子どもの権利保障と安全・安心の実現～

本市に住む全ての子どもが、生きる権利、育つ権利、守られる権利、参加する権利という4つの権利が保障され、安全に自分らしく暮らせるよう、子どもの視点に立った環境と生活基盤の整備を進めます。

《施策の展開》

(1) すべての子どもが等しく成長できる環境づくり

- ① 児童虐待防止対策の推進
- ② 障がい児支援の充実
- ③ ひとり親家庭への支援
- ④ 子育て世帯への経済的支援の充実

(2) 子どもの安全の確保

- ① 安全及び防犯対策の強化
- ② 安全教育の推進
- ③ 子育てに関する相談体制及び情報提供の充実（再掲）

基本方針5 みんなで育むほくとっこ ～地域の特性を生かした子育ての推進と子ども・子育てにやさしい地域づくり～

恵まれた自然環境と文化の中で、地域に住む多くの人に見守られ、共に助け合いながら安心して子育てができる環境を実現するとともに、すべての人が心から住み続けたいと思えるまちづくりに努めます。

《施策の展開》

(1) 地域の特性を生かした子育ての推進

- ① 食育の推進
- ② 郷土の自然・芸術文化等に関する学習支援
- ③ 保・小・中・高による連携・交流の促進

(2) 地域で子育てを支える仕組みづくりの推進

- ① 市民参画と交流・連携による地域づくり
- ② 子育て支え合い活動への支援
- ③ 仕事と子育ての両立支援
- ④ 妊産婦や子ども連れにやさしいまちづくり

子ども・子育て支援事業

教育・保育の提供区域の設定

教育・保育提供区域とは、地域の実情に応じて、保護者や子どもが居宅から容易に移動することが可能な区域であり、地理的条件、人口、交通事情等の社会的条件や教育・保育の整備の状況等を総合的に勘案して設定します。これを踏まえ、本市では、教育・保育事業及び地域子ども・子育て支援事業（放課後児童健全育成事業を除く）は市全体を1つの提供区域として、放課後児童健全育成事業は小学校区に基づく8区域を提供区域として設定することとします。



教育・保育事業

※ 特定教育・保育施設 = 認定こども園、幼稚園、保育園

		区分	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
1号認定 (3～5歳 教育)	量の見込み		47人	46人	46人	47人	46人
	確保の内容	特定教育・保育施設 ※	47人	46人	46人	47人	46人
		特定地域型保育事業					
2号認定 (3～5歳 教育)	量の見込み		26人	25人	25人	24人	23人
	確保の内容	特定教育・保育施設 ※	26人	25人	25人	24人	23人
		特定地域型保育事業					
2号認定 (3～5歳 保育)	量の見込み		634人	625人	607人	587人	569人
	確保の内容	特定教育・保育施設 ※	634人	625人	607人	587人	569人
		特定地域型保育事業					
3号認定 (0歳 保育)	量の見込み		124人	120人	117人	113人	109人
	確保の内容	特定教育・保育施設 ※	120人	116人	113人	109人	105人
		特定地域型保育事業	4人	4人	4人	4人	4人
3号認定 (1～2歳 保育)	量の見込み		342人	342人	320人	310人	301人
	確保の内容	特定教育・保育施設 ※	335人	335人	313人	303人	294人
		特定地域型保育事業	7人	7人	7人	7人	7人

放課後児童健全育成事業

		明野地区 (定員60人)	須玉地区 (定員70人)	高根地区 (定員210人)	長坂地区 (定員120人)	大泉地区 (定員100人)	小淵沢地区 (定員90人)	白州地区 (定員40人)	武川地区 (定員40人)
令和2年度	量の見込み	46人	48人	192人	117人	73人	71人	42人	41人
	確保量	60人	70人	210人	120人	100人	90人	40人	40人
令和6年度	量の見込み	44人	46人	185人	112人	70人	69人	40人	39人
	確保量	60人	70人	210人	120人	100人	90人	40人	40人

子ども・子育て支援事業

地域子ども・子育て支援事業

国の基本指針等を踏まえ、教育・保育提供区域ごとに計画期間における地域子ども・子育て支援事業の量の見込み（必要利用定員総数）と確保量を定めます。

事業名	令和2年度	令和6年度
	見込値 確保量	見込値 確保量
① 利用者支援事業 子育て家庭や妊産婦が、保健・医療・福祉等の関係機関を円滑に利用できるように、相談や情報提供、連携等の体制作りを行うものです。	2か所 2か所	2か所 2か所
② 延長保育事業 保護者の就労時間や通勤時間の確保のため、通常保育の時間を延長して、保育園で子どもを保育する事業です。	97人/年 97人/年	96人/年 96人/年
③ 放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ） 保護者が就労、疾病などの理由で、放課後や夏休みなどに保護者が家庭にいない小学校1年生から6年生までの子どもを保育する事業です。	594人 730人	571人 730人
④ 子育て短期支援事業 保護者が疾病等の理由により児童の保育が一時的に困難となった場合に、7泊以内を限度として養育・保護を行う事業です。	373人/年 3人/年	332人/年 3人/年
⑤ 乳児家庭全戸訪問事業 生後4ヶ月までの乳児のいるすべての家庭に対し全戸訪問を行い、子育て支援に関する情報提供や養育環境を把握し、支援の必要な家庭に対して助言及びサービス提供を行います。	230件/年 230件/年	230件/年 230件/年
⑥ 養育支援訪問事業 養育支援が特に必要であると判断した家庭に対し、保健師・助産師・保育士等がその居宅を訪問し、養育に関する指導、助言等を行うことにより、当該家庭の適切な養育の実施を確保し、負担を軽減することで安心して子育てを行えるようにする事業です。	10人/年 10人/年	10人/年 10人/年
⑦ 地域子育て支援拠点事業 概ね3歳未満の乳幼児と保護者が身近な場所で気軽に交流を行い、自由に遊びながら情報交換できる場所の提供をし、子育てについての相談・情報提供、助言等を行う事業です。	1,246人/月 1,420人/月	1,098人/月 1,420人/月
⑧ 一時預かり事業（一時保育） 保護者の就労等により、家庭において保育を受けることが一時的に困難になった乳幼児について、各種施設で一時的に預かり保育を行う事業です。	6,592人/年 (預かり・定期) 6,592人/年 (預かり・定期) 7,746人/年 (その他)	5,917人/年 (預かり・定期) 5,917人/年 (預かり・定期) 3,329人/年 (その他)
⑨ 病児・病後児保育事業 保護者の就労等により、病児や病後児の世話を家庭で行うことが困難な場合に、一時的に保育等を行う事業です。	1,621人/年 880人/年	1,443人/年 880人/年
⑩ 子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター事業） 育児の支援を依頼したい人と、育児を支援できる人を会員として登録し、通園・通学や習い事の送迎、一時的な預かりなどの相互援助が可能となるようにマッチングを行う事業です。	12人/週 8人/週	12人/週 8人/週
⑪ 妊婦健康診査事業 妊婦の健康保持及び増進を図り、健全な出産に向け、定期的に健康管理のため必要に応じた医学的な検査として実施される妊婦一般健康診査に対して助成する事業です。	2,694回/年 2,694回/年	2,694回/年 2,694回/年
⑫ 副食費等の補足給付事業（副食費等の施設による徴収に係る補足給付事業） 各施設事業者によって実費徴収を行うことができることとされている、食事の提供に要する費用及び日用品、文房具等の購入に要する費用等について、低所得者を対象に費用の一部を補助する事業です。	17人 17人	17人 17人

計画推進に向けて

1 計画の周知

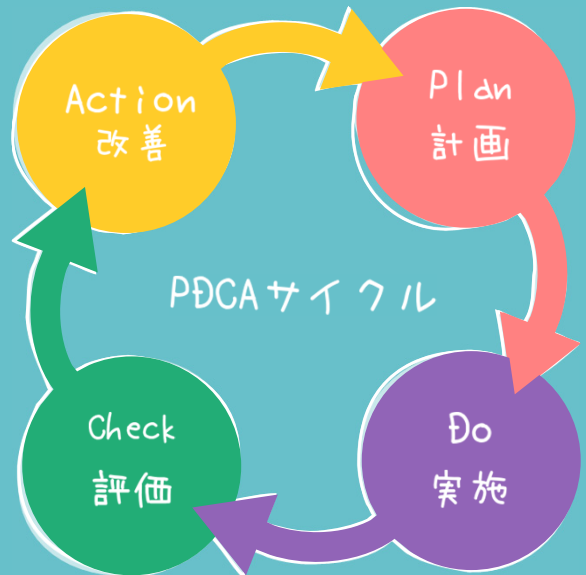
本計画を推進するにあたっては、市民の参画と協力が不可欠です。家庭、地域、企業等での主体的・積極的な取り組みを促進するために、広報紙やホームページ等への掲載、概要版の作成・配布等、この計画の周知に努めます。

2 計画の評価・検証

子ども・子育て支援に関する施策は、従来の児童福祉の範囲を超えて広範、多岐にわたるものです。

本計画を着実に推進していくために、担当部署が中心になって、年度ごとに関係各課の施策・事業の実施状況を把握・点検するとともに、評価、再調整等の継続的な取り組みを行う必要があります。

計画事業の進捗管理は、各年度の実績を毎年確認し、その改善を図るPDCAサイクルによって行います。PDCAサイクルとは、Plan-Do-Check-Action（計画-実施-評価-改善）を継続的に行うことで、その業務改善や事業効果を高める手法です。本計画はその手法に則り、第2次北杜市総合戦略を通じて、各年の事業の推進状況を確認しながら、その効果を継続的に高めていくことを目指します。



3 推進状況の公表

本計画で示した事業の推進状況等を、子ども・子育て会議で審議するとともに、広報紙やホームページ等を活用して住民にわかりやすい形で定期的に公表していきます。

第2期 北杜市子ども・子育て支援事業計画 概要版

令和2年3月

発行：北杜市福祉部子育て応援課

山梨県北杜市須玉町大豆生田961

TEL:0551-42-1332 FAX:0551-42-1125

